

公 募 要 項

1. 業務名

滋賀医科大学医学部附属病院入院セット提供事業

2. 業務目的

滋賀医科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）では、患者及びその家族等（以下「患者等」という。）の入退院に係る負担軽減や快適な療養生活の向上に努めてきたところである。近年、高齢者の入院が増加する中で、高齢単身者や老老介護者の増加などの家族形態の多様化により患者を取り巻く環境が変化し、入院時に必要な「病衣、タオル類、紙おむつ、日用生活品等」の用意や入院中の交換・補充に係る患者等の負担は顕著である。また、これら多様な事情を持つ患者の受け入れ体制を整えるための本院の負担も増加している状況である。

本事業は、入院患者に対する、病衣、タオル類、紙おむつ、日用生活品等の入院必需品（以下「入院セット」という。）の提供等に係る一連の対応業務について、入院セット提供事業として、民間事業者等（以下「事業者」という。）に参画してもらうことにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用した入院患者への快適な療養生活の保障、更には院外からの感染症の持ち込みの予防及び本院の業務負担軽減を図ることを目的とする。

3. 業務内容

入院患者に対する入院セットの提供に関する業務（別紙「仕様書」を参照）

4. 業務期間

令和7年8月1日～令和12年7月31日（5年間）

5. 企画競争に参加する者の条件

(1) 参加資格要件

国立大学法人滋賀医科大学会計規程（以下「会計規程」という。）及び国立大学法人滋賀医科大学契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和6年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされているものであること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。全省庁統一資格に関する問い合わせは、令和6年3月29日付け号外政府調達第58号の官報（政府調達公告版）の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。

本学における問い合わせ先

「13. 本件に対する問い合わせ先」のとおり

- ②契約事務取扱規則第4条及び第5条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

(i) 未成年（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者。なお未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合はこれにあたらぬ。

(ii) 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、使用人として使用した者。

- ③取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤令和3、4、5年度末時点で、400床以上の病院において入院セット提供事業並びに類似の事業を2年以上継続して行った実績があること。
- ⑥リネン類の洗濯業務に関しては、「医療関連サービスマーク」を保有している者であること。もしくは厚生労働省令で定める基準に適合していることを証明できること。
- ⑦個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること。
- ⑧国税及び地方税を滞納していない者であること。

6. 公募説明会の日時及び場所

(1) 説明会場所

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学医学部附属病院 第1会議室

(2) 説明会日時

令和7年1月21日(火) 10時

(3) その他

- ① 説明会への参加希望は、事前に「13. 本件に対する問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに連絡すること。
(令和7年1月20日(月)午前10時まで)
- ② 参加者は、公募要項等一式を持参すること。また、参加人数は2名以内とする。

7. 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年1月14日(火)から令和7年1月27日(月)午前12時まで

(2) 受付及び回答の方法

① 質問方法

質問書(様式3)を作成し、「13. 本件に対する問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てにメールを送付すること。

② 回答方法

令和7年2月10日(月)17時までにメールで回答する。

なお、質問内容及びその回答については、質問者だけではなく、すべての公募説明会参加者に対し送付する。

8. 企画提案書の提出方法等

(1) 記載すべき内容

審査基準に記載されている事項について、審査に耐えうる情報を記載すること。

また、審査を円滑に進めるため、審査項目に配慮した構成とすること(「企画提案書の記載要領」を参照すること)。

(2) 企画提案書の提出先

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学 病院経営戦略課 担当：林、竹内、駒林

TEL：077-548-2039

E-mail：hqyodo2@belle.shiga-med.ac.jp

(3) 提出方法

企画提案書は、E-mail でデータを送信するとともに、同じものを次号で示す部数印刷して郵送または持参により提出すること。

① E-mail

- ・添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は、件名の最後に番号を付けて複数回により送信することができる。
- ・本学から受信した旨の通知を送信者に対してメール通知する。

② 郵送

- ・レターパック等により送付すること。

③ 持参

- ・受付時間 平日の9時から17時まで（12時から13時の間を除く）

(4) 提出書類

1	企画提案届（様式1）	全て 正本1部、副本9部 計10部
2	法人等の概要（様式2）	
3	医療機関入院セット運営実績報告書（様式4）	
4	企画提案書（記載要領参照） ・審査基準「1. 企画提案の実行可能性」に関する資料 ・審査基準「2. 企画提案の評価」に関する資料	
5	商業登記簿謄本（原本・3か月以内のもの）	
6	法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する納税証明書（直近2年間のもの）	
7	決算書の写し（直近3期の事業年度のもの）	
8	令和6年度の参加資格結果通知書（全省庁統一資格）の写し	
9	医療関連サービスマーク等の写し	
10	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を証する書類の写し（所有する場合のみ）	

(5) 提出期限

令和7年2月21日（金）17時必着

- ・全ての提出書類をこの期限までに提出すること。
- ・提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の差替えは一切認めない。

9. プレゼンテーションの開催日時等

(1) 開催日時

令和7年3月26日（水） 13時～16時（予定）

詳細な日時等については企画提案書提出者に別途通知する。なお、応募状況等により開催日時は変更となる場合がある。

(2) 開催場所

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

滋賀医科大学医学部附属病院 リップルテラス会議室2

(3) 持ち時間（予定）

プレゼンテーション（準備時間含む） 15分

質疑応答 15分

(4) プレゼンテーション

提出した企画提案書の内容を持ち時間の範囲内で説明すること。

企画提案書の詳細説明や補足説明のためにスライドや動画等を使用する場合は、提案書との整合性に注意すること。

病衣、タオル等については予定している実物を提示すること。提示したものについては本学が指定する期間、本学が指定する場所に展示をすること。

また、補足資料を使用したい場合は、提案者の責任において印刷配布を行うこと。

(5) 質疑応答

プレゼンテーション終了後引き続き、審査委員が質問を行うので的確に回答すること。

(6) 使用機材

プレゼンテーションに使用するパソコン等の機材は、提案者において準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本院で準備する。

(7) その他

① プレゼンテーションへの参加人数は2名以内とする。

② 新興感染症等の流行状況により、Zoomでのプレゼンテーション実施又はプレゼンテーションを実施せず書類審査のみとする場合がある。その際は、企画提案書提出者に対して別途通知する。

10. 選定方法等

(1) 選定方法

本院が定めた応募資格を全て満たした応募者であり、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションでの説明内容に基づき、本院が定めた審査基準に従い総合的に評価し、契約の目的を十分に達成できる者であると評価できる、最も評価の高い者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別途定めた「企画提案競争に係る審査基準」のとおり。

(3) 選定結果の通知

- ・通知日 令和7年4月下旬（予定）
- ・選定結果は全ての提案者に通知する。

11. 契約締結

最終的な仕様内容等については、選定した企画提案を基本とし、本院と契約候補者との協議の上、決定する。契約内容その他細部については、契約書（案）のとおりとするので熟覧すること。契約候補者決定後、必要な条項がある場合等は本院と協議の上、決定するが、契約条件等が合致しない場合は、契約締結を行わず、次順位者を契約候補者とする場合がある。

12. その他

(1) 本企画提案に関して要した一切の費用については、選定結果に関わらず全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

- (3) 虚偽の内容が記載されている企画提案書等は無効とする。
- (4) 必要に応じ、追加資料を求める場合がある。
- (5) 契約保証金については免除とする。

13. 本件に対する問い合わせ先

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学病院経営戦略課

(林、竹内、駒林)

TEL : 077-548-2039

E-mail : hqyodo2@belle.shiga-med.ac.jp

仕 様 書

1. 件名

滋賀医科大学医学部附属病院入院セット提供事業

2. 目的

滋賀医科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）では、患者及びその家族等（以下「患者等」という。）の入退院に係る負担軽減や快適な療養生活の向上に努めてきたところである。近年、高齢者の入院が増加する中で、高齢単身者や老老介護者の増加などの家族形態の多様化により患者を取り巻く環境が変化し、入院時に必要な「病衣、タオル類、紙おむつ、日用生活品等」の用意や入院中の交換・補充に係る患者等の負担は顕著である。また、これら多様な事情を持つ患者の受け入れ体制を整えるための本院の負担も増加している状況である。

本事業は、入院患者に対する、病衣、タオル類、紙おむつ、日用生活品等の入院必需品（以下「入院セット」という。）の貸出等に係る一連の対応業務について、入院セット提供事業として、民間事業者等（以下「事業者」という。）に参画してもらうことにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用した入院患者への快適な療養生活の保障、更には院外からの感染症の持ち込みの予防及び本院の業務負担軽減を図ることを目的とする。

3. 本院の概要

(1) 住所（実施場所）

滋賀県大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学医学部附属病院

(2) 入院に係る患者数等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延入院患者数	199,326人	176,783人	170,679人
1日平均入院患者数	544人	484人	467人
年間新入院患者数	14,676人	12,674人	12,746人
1日平均新入院患者数	40人	34人	34人
平均在院日数	13.4日	14.2日	13.4日
年間分娩件数	505件	581件	545件
年間NICU患者数	3,639人	3,609人	4,141人

(3) 病床数等について

①病床数：603床

②病棟：A病棟（5～6階）、C病棟（1～6階）、D病棟（2～5階）、
E病棟（3階）※令和8年3月竣工予定、ICU（3階）、NICU（5階）、
GCU（5階）、
MFICU（6階）、SCU（5階）

4. 事業期間

契約期間は、令和7年8月1日から令和12年7月31日までとする。

5. 事業概要等

(1) 本事業の概要

- ①本事業は、入院セットの利用患者（以下「利用者」という。）に対し入院セットを提供し、その利用料金を請求、徴収するまでの業務全般とする。
- ②本事業は、利用者と業者間の直接契約により行い、その対価である利用料金を業者が利用者等から徴収すること。
- ③本事業は、受託した事業者が本院との協議により決定する建物の場所を原則有償で借用するものとし、事業に必要な設備等の環境整備、通信及び光熱水料等の運営費用は事業者が負担すること。
- ④本事業を受託した事業者は、本事業の遂行にあたり滋賀医科大学及び本院の定める規定等を遵守し、本院の指示に従うこと。

(2) 業務内容の種類

- ①利用案内
- ②申込み・契約・変更・解約に係る受付及び記載時の補助
- ③入院セットの提供・回収等
- ④入院セットの保管・補充及び在庫管理
- ⑤利用料金の請求及び徴収
- ⑥利用者からの問合せ、相談及び苦情対応

(3) 入院セットの構成等

- ①本院が必要とする構成品の詳細は、別紙1「入院セット一覧」のとおりであるが、以下の考え方に沿って最適と考えられる提案を行うこと。
- ②入院セットを構成するにあたり基本とする考え方は以下のとおりである。
 - ・入院セットは、病衣、タオル類を組み合わせた基本となるセット（以下「基本セット」という。）、紙おむつ、尿取りパット等を組み合わせたセット（以下「紙おむつセット」という。）、お産セット、新生児セット、ベビーおむつセット、お茶・おしぼりセット、日用品セットとする。

セット名	構成品
基本セットA	病衣、バスタオル、フェイスタオル
基本セットB	病衣
紙おむつセットA	大人用紙おむつ（リハビリパンツ含む）、尿取りパッド、使い捨てお尻拭き、ビニール袋
紙おむつセットB	小児用紙おむつ、使い捨てお尻拭き、ビニール袋
お産セット	産後パッド、ナプキン大サイズ3枚、ナプキンMサイズ10枚、臍箱、臍帯消毒セット
新生児セット	病衣、紙おむつ、フェイスタオル、バスタオル
ベビーおむつセット	紙おむつ、フェイスタオル、バスタオル
お茶・おしぼりセット	お茶、おしぼり

日用品セット	例) ボディソープ、ボディタオル、リンスインシャンプー、ストロー、ストロー付きコップ、箸、スプーン、フォーク、歯ブラシ、歯磨き粉、箱ティッシュ、イヤホン、義歯ケース、義歯洗浄剤
--------	--

- ・病衣は、複数のサイズに対応すること。また病院で使用することから、肌触りがよく衛生管理が容易なものであること。
- ・タオル類は、貸出用のバスタオルとフェイスタオルで構成すること。
- ・大人用及び小児用紙おむつは、利用者の身体状況に応じて選択できるよう複数のサイズに対応すること。また、利用者の状況により紙おむつからリハビリパンツへの変更や緊急の交換による追加利用にも対応すること。なお、本院が指定するおむつを取り扱うものとする。

③入院セットの料金

- ・入院セット（日用品セットを除く）は、セット毎に1日あたりの料金設定とすること。
- ・入院セット（日用品セット）は、概ね7日間の利用を想定した料金設定とすること。

④その他

- ・構成品は衛生面に十分配慮し、特に病衣やタオル類等は煮沸又は薬剤による消毒のいずれかが施されたものを使用すること。また、本院に病衣やタオル類を提供する事業者は、リネン類の洗濯業務に関しては、一般財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスマークの認定要件に適合している者であること。
- ・構成品は、状況に応じて品目の追加や変更に対し柔軟に対応すること。また、経年劣化したものは新しいものに交換すること。
- ・構成品は、災害や緊急時においても安定供給を保証すること。
- ・入院セットの構成及び利用料金は、契約候補者決定後、協議により決定するものとし、その際は本院の意向を反映させることとする。
- ・提案する病衣については、防災性能（難燃、不燃）が担保された製品であること。

6. 実施体制及び業務内容

(1) 実施主体

- ①事業者は、類似業務実施の実績（近畿、東海、北陸、中国地区のいずれかで病床数400床以上の病院における実績）を有すること。
- ②事業者は財務状況が安定しており、本院の入院セット提供事業を実現可能なこと。

(2) 実施場所等

①実施場所

- ・本事業実施場所として次のア) 及びイ) の場所（別紙2を参照）を有償で貸し出す予定であるが、より利便性の高い場所がある場合、その場所を提案すること。なお、具体的な場所などの詳細は本院と協議の上、決定する。
- ・病棟等の保管場所は、運用開始までに本院と協議の上、決定する。なお、保管場所において既存の保管棚が使用できない場合は、事業者にて保管ボックス等（以下、「保管棚」又は「保管ボックス等」を「保管棚等」という。）を用意し病棟等での一時置き場とすること。

②貸付料等

- ・実施場所（受付窓口・物品保管庫）の建物貸付料は、別途締結する賃貸借契約に基づくこととし、原則、本学が定める貸付単価に貸付を受ける面積を乗じて算出する。

建物貸付料の納付は、本学が発行する請求書により行うこと。

なお、貸付単価は経済情勢の変動等により定期的に変更する場合がある。

※貸付単価（令和6年度）：1㎡あたり年間16,308円（税抜）

- ・光熱水費の納付は、メーター実績その他に基づき、本学が発行する請求書により行うこと。
- ・実施場所の整備（机、椅子、作業台、間仕切り等）、必要備品（整理用棚、運搬用ワゴン、使用済みの病衣等の回収ボックス、電話機、パーソナルコンピューター等）、消耗品及び原状復帰にかかる費用は事業者の負担とする。なお、整備にあたり内装工事や通信回線の施設工事が発生する場合は、その内容等を事前に本院と協議の上、実施すること。

（3）収支報告・手数料

①収支報告

- ・事業者は、入院セットの利用状況について毎月報告するとともに、本院から求めがあった場合、本件に係る収支報告について速やかに報告すること。

②手数料

- ・事業者は、入院セット提供業務を受託するにあたり、本院に販売手数料を支払うものとする。ただし、本院にとって有利な提案がなされた場合は、この限りではない。
- ・販売手数料は、収支報告に基づき、入院セット利用料の合計額に一定の割合を乗じた金額とする。
- ・事業者は、手数料算出にあたり、年間の売上げ見込額、各種数値の根拠、算出過程及び方法を別途提示し、本院が示す入院患者数を用いて年間の納入予定販売手数料見込額を算出し、企画提案書にて、本院に提示すること。
- ・販売手数料の納付は、本院が発行する請求書により指定日までに入金するものとする。

（4）運営日時

- ・事業者が配置する業務従事者の勤務時間及び人数は事業者の自由提案とするが、平日の午前8時30分から午後5時までは確実に対応できる体制とすること。
また、年末年始、GW等については本院と協議の上、運営日時を設定する。

（5）運営時間外の対応

- ・事業者は、看護師等が運営時間外に対応した事項の報告を受けた後、速やかに必要な事後対応をとること。
- ・事業者は、運営時間外において不測の事態等に対応できるよう時間外対応責任者及び連絡表等を定め、本院に報告すること。

（6）スタッフ

①本仕様書に示す実施体制を円滑に遂行できる人員の常駐・配置を行い、業務が迅速かつ正確に処理できるものとする。業務責任者は、十分な実務経験年数を有した者とする。

②身分保証・表明（防犯対策）

事業者は、予め業務従事者の名簿を本院に提出するとともに、制服及び顔写真入りネームプレートを着用させること。なお、制服及びネームプレートについては、病院内の作業における機能性も含め、入院患者の目にふれることを配慮したデザインであること。

③教育体制等

- ・事業者は、接遇教育がなされた人材を配置し、事業者が行う研修や本院の開催する研修等への参加を義務付けること。
- ・事業者は、責任を持って業務従事者の労務管理及び健康管理を行い、労働安全衛生法に基づく定期（又は臨時）健康診断を業務従事者に必ず受診させ、その結果を本院に報告するものとする。
- ・業務従事者の健康に係るその他の事柄については、患者や他の者への院内感染防止を図るため、契約書（案）に記載の「感染症対応」に基づき、管理監督を行うものとする。

（7）業務内容

①利用案内

- ・事業者は、患者等が理解できるように入院セットの構成品目、利用方法、利用料金、支払方法等について、パンフレット等を作成すること。
- ・事業者は、業務の流れをフローチャートに表し、利用者に提示すること。
- ・使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示または掲出は認めない。使用許可を受けた場所での張り紙、看板等の表示または掲出を行う場合は、事前に本院の承諾を得ること。

②申込み・契約・変更・解約に係る受付及び記載時の補助

- ・契約方法は、利用者と事業者の直接契約であるため、手続きにあたっては事業者の責任で利用者が不便のないように対応すること。
- ・事業者は、専用の申込書を作成し、申込みを受け付け、利用者の申込書の記載を補助すること。
- ・事業者は、利用者の都合によるサービスの変更（メニュー内容、利用期間等）や解約希望がある場合に、速やかに手続きに応じるとともに、利用者の申込書の記載を補助すること。

③入院セットの提供・回収等

- ・事業者は、入院セットの提供を行うにあたり、次のア) からイ) の運用に基づき行うこと。

ア) 基本セット、紙おむつセット、お産セット、新生児セット、ベビーおむつセット、お茶・おしぼりセット、日用品セット

- ・配布は、事業者が利用者のベッドサイドへ保管棚等から届けること。
ただし、緊急を要する場合等は、看護師等が保管棚等から取り出し配布することも可能とする。
なお、病状や感染対策等の事由により事業者が病室に入室できない場合は、看護師等と協議の上、本院の指定する場所に届けることとする。
- ・病衣及びバスタオルは週3枚、フェイスタオルは週7枚配布（新生児セットは各週7枚配布）を基本とし、配布頻度を提案すること。
- ・各病棟から、使用済みの病衣、バスタオル及びフェイスタオルの回収を行うこと。病棟ごとに本院が指定する場所へ回収ボックス等を設けることとし、回収ボックスの他、回収に必要な物品については、事業者において準備すること。回収は、平日毎日行うこととし、「平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知」に定める衛生基準等各種法令・通知に従い、適正に処理するものとする。
- ・感染症の病原体により汚染されている、もしくはそのおそれのある病衣、バスタオル及びフェイスタオルの回収等は、事業者において適正に処理すること。

イ) 紙おむつセット、新生児セット、ベビーおむつセット

- ・上記のセットは、看護師等が保管棚等から取り出し提供できるよう、在庫を充足させること。

④入院セットの保管、補充及び在庫管理

- ・事業者は、入院セットの保管・補充及び在庫管理を行うこと。
- ・事業者は、保管棚等の在庫が常に充足状態であるように補充すること。

⑤利用料金の請求及び徴収

- ・事業者は、利用者に対して利用料金を月末締め又は利用終了後に直接請求及び徴収すること。なお、利用者と支払者が異なる場合においては、支払者に請求し徴収すること。
- ・事業者は、利用料金に未収金が発生した場合は事業者の責任において対応すること。
- ・利用料金の徴収にあたっては、利便性に配慮した支払方法とすること。
盗難や紛失等のリスクを避けるため、本院内において事業者による利用料金の徴収を行わないよう、入院セットの利用者へ請求書等を送付するまたは口座振替により徴収する等、利用料金の請求方法を工夫すること。

⑥利用者からの問合せ、相談及び苦情対応

- ・事業者は、利用者へ、問合せ、相談及び苦情についての専門の窓口があることを明らかにし、利用者からの問合せや苦情に対し誠意をもって対応すること。

⑦運営に伴う関係法令上の手続き

- ・運営に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の責任において行い、申請・届出等の状況を本院に報告すること。

⑧その他、上記で本院が示しているもの以外に、患者サービスの観点から、事業者ならではの特色ある取組や提案内容があれば提案すること。

(8) 個人情報の取扱い

- ①個人情報の取扱いについては、契約書(案)に記載の「個人情報保護」を遵守すること。
- ②事業者は、本事業において知り得た個人情報等について第三者に漏らしてはならない。

(9) 本事業導入時の対応

①患者等への周知

本事業の開始日前に周知期間を設け、広告用ポスター、パンフレット等を作成し、事前に本院の了承を得た上で周知を徹底すること。

②移行にかかる在院患者への配慮

本事業開始前の移行期間には、円滑な業務開始を目的とし、在院患者及び新規入院患者を対象に入院セットの利用希望について意向確認を行い、申込みの意思が確認できた者に対して、病衣を開始時期前から配布すること。なお、利用料金については、業務開始日分から徴収するものとする。

(10) 本院職員との連携

- ①本事業の開始前には、本院職員への説明会や事前研修を実施すること。業務フローを明確にし、本院職員との業務分担や、円滑に事業が運営できるように工夫すること。
- ②本院と事業者との意思疎通を密に図り、インシデント等が発生した際には迅速に対応すること。

③本院と事業者間等の実施体制に応じた連絡体制を整えること。

④適宜、利用者及び職員向けにアンケート調査を行い、満足度の確認に努め、サービス向上を図ること。

7. その他

(1) 本仕様書に記載のない事項や詳細な内容については、契約締結の際に本院と事業者の協議により決定するものとする。

(2) 事業者は、リネン類の洗濯業務に関しては医療法第15条の3第2項並びに医療法施行規則第9条の14第1項第1号から第13号の委託基準を満たしていること。

(3) 企画提案書の提案内容を踏まえ、契約締結の際に、本院及び事業者との協議により、仕様書を確定するものとする。

(4) 事業者は故意又は重大な過失により本院に損害を与えた場合は、その費用を負担するものとする。

(5) 事業者は、次期業務期間に業務を継続しない場合は、新規に業務を行うものに対し本業務開始日より支障なく業務を実施できるよう業務の引継ぎを行わなければならない。

(6) 本院が想定外の事柄（新たな新興感染症対応等）に対応することになった場合、柔軟で機動的な提案・対応をすること。

(7) 定期的に細菌測定検査等を行い、入院セット提供品が清潔であることを本院の求めに応じて提示すること。

入院セット一覧

セット名	構成品	交換・提供の頻度
基本セットA	<input type="checkbox"/> 病衣（5 Sから5 Lまでの各サイズ用意） ・パジャマ型 ・ガウン型 ・マタニティ <input type="checkbox"/> バスタオル <input type="checkbox"/> フェイスタオル	3枚／週交換 3枚／週交換 7枚／週交換
基本セットB	<input type="checkbox"/> 病衣（5 Sから5 Lまでの各サイズ用意） ・パジャマ型 ・ガウン型 ・マタニティ	3枚／週交換
紙おむつセットA	<input type="checkbox"/> 大人用紙おむつ（複数サイズ用意） ・テープ止めタイプ ・リハビリパンツ等 <input type="checkbox"/> 尿取りパッド <input type="checkbox"/> 使い捨てお尻拭き <input type="checkbox"/> ビニール袋（おむつ廃棄用）	2枚／日提供 6枚／日提供 10枚／日提供 10枚／日提供
紙おむつセットB	<input type="checkbox"/> 小児用紙おむつ（新生児用からビッグまでの各サイズ用意） ・テープ止めタイプ ・パンツタイプ <input type="checkbox"/> 使い捨てお尻拭き <input type="checkbox"/> ビニール袋（おむつ廃棄用）	12枚／日提供 20枚／日提供 20枚／日提供
お産セット	<input type="checkbox"/> 産後パッド、ナプキン大サイズ3枚、ナプキンMサイズ10枚 <input type="checkbox"/> 臍箱 <input type="checkbox"/> 臍帯消毒セット	1セット
新生児セット	<input type="checkbox"/> 病衣 ・新生児用 <input type="checkbox"/> 紙おむつ（新生児用サイズ用意） <input type="checkbox"/> フェイスタオル <input type="checkbox"/> バスタオル	7枚／週交換 12枚／日提供 7枚／週交換 7枚／週交換
ベビーおむつセット	<input type="checkbox"/> 紙おむつ（新生児用からビッグまでの各サイズ用意） <input type="checkbox"/> フェイスタオル <input type="checkbox"/> バスタオル	12枚／日提供 7枚／週交換 7枚／週交換
お茶・おしぼりセット	<input type="checkbox"/> お茶（500ml） <input type="checkbox"/> おしぼり	1本／日提供 3本／日提供
日用品セット	<input type="checkbox"/> ボディソープ、ボディタオル、リンスインシャンプー、ストロー、ストロー付きコップ、箸、スプーン、フォーク、歯ブラシ、歯磨き粉、箱ティッシュ、イヤホン、義歯ケース、義歯洗浄剤（例）	概ね1週間での使用を想定

※病衣、バスタオル、フェイスタオル、紙おむつ等は、汚染等により急遽交換する場合は、当該セット料金の範囲内で提供すること。

※入院セットの内容は、本院及び事業者との協議により確定するものとする。

※事前に本院にサンプルを提出し、了解を得たものとする。

※日用品セットの「箸」、「スプーン」、「フォーク」は使い捨てでないものとする。

また、「歯ブラシ」、「歯磨き粉」は大人用・小児用を用意すること。

※現在、本院で使用しているおむつは以下のとおりである。おむつの提案は本院が指定するおむつを基準とし、本院と協議のうえ決定する。

参考

種類	メーカー	品名	規格
大人用紙おむつ	大王製紙	アテントRケアスーパーフィットテープ	773009 M 22 マイ/フクロ
大人用紙おむつ	大王製紙	アテントRケアスーパーフィットテープ	773010 L 20 マイ/フクロ
大人用紙おむつ	白十字	P Uサルバやわ楽パンツ	35872 M 24 マイ/フクロ
大人用紙おむつ	白十字	P Uサルバやわ楽パンツ	35873 L 22 マイ/フクロ
大人用紙おむつ	白十字	P Uサルバやわ楽パンツ	35874 LL 20 マイ/フクロ
大人用尿取りパッド	第一衛材株式会社	フリーネ背モレ・安心フラットタイプ30	FAF-19 30 マイ/フクロ
小児用紙おむつ	P&G ジャパン	パンパース	各サイズ
小児用おむつ	ユニ・チャーム	ムーニー フラットタイプ	-
小児用おむつ	ユニ・チャーム	ムーニー5S・4S	-

企画提案競争に係る審査基準 (入院セット提供事業)

I. 契約候補者の選定方法

提案された企画について審査を行い、評価点が最も高い者を契約候補者に決定する。

II. 審査方法

企画提案書に基づき、滋賀医科大学医学部附属病院に設置された入院セット提供事業運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は下記の各審査項目の評価等を行う。

〔評価項目及び評価基準〕

1. 企画提案の実行可能性

以下の評価基準により審査委員会で議論し、審査委員会の総意として実行可能性の有無を決定する。

審査項目	評価
事業実施主体に求める事項	
①入院セット貸出の実績があり、本院で確実に業務が実施できると見込まれること。	有・無
②財政状況の評価により経営基盤が確立していること。	
スタッフに関する事項	
①十分な実務経験年数を有した業務責任者を配置していること。	有・無
②事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。	
事業の運営に関する事項	
リネン類の洗濯業務に関しては、「医療関連サービスマーク」を保有していること。もしくは、厚生労働省令で定める基準に適合していることを証明できること。	有・無
個人情報の取扱いについて	
個人情報の管理について、適切に管理できる体制となっていること。	有・無

2. 企画提案の評価

以下の審査基準により評価を行い、委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の評価点とする。

大変優れている=4点 優れている=3点 普通=2点 劣っている=1点

【評価点算定例】重要度4の審査項目において「優れている(3点)」と評価した場合

⇒ 重要度4 × 3点 = 12点

仕様書 記載箇所	審査項目	重要度	配点
入院セットの構成等			
5. (3) ①及び②	入院セット商品の具体的な提案 ①基本セットA、B ②紙おむつセットA、B ③お産セット ④新生児セット ⑤ベビーおむつセット ⑥お茶・おしぼりセット ⑦日用品セット	4	16
5. (3) ③	価格の根拠に妥当性があり、利用者が利用しやすい価格となっているか	4	16
実施体制及び業務内容			
6. (2) ①	本院が指定もしくは事業者が提案する場所において、本事業を円滑に行えるか	1	4
6. (3)	本院への手数料率は妥当であるか	1	4
6. (4) (5)	運営時間、時間外等の運営体制について、利用者の利便性に配慮した提案となっているか	1	4
6. (7) ①	利用者にとって入院セットの利用方法及び配布するパンフレットは分かりやすい内容となっているか	1	4
6. (7) ②	利用者への利便性への配慮、サービス内容変更について柔軟で機動的な対応を提案しているか	2	8
6. (7) ③	入院セットの提供、交換、配達及び使用済み病衣等の回収について円滑で適正に実施できる提案となっているか	1	4
6. (7) ⑤	利用料金の請求及び徴収方法は、利便性に配慮した提案となっているか	1	4
6. (7) ⑥	利用者からの問合せ、相談及び苦情対応の体制が確立されているか	2	8
6. (9)	患者等への周知方法、移行前の在院患者への配慮はどうか	1	4
6. (10)	円滑に運用できるような提案及び本院の業務負担削減につながる提案はあるか	1	4
自由提案			
	参加事業者ならではの特色ある取組や提案はあるか	4	16
			96

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（※必須の要求要件ではない）

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人について、相当する各認定等に準じて評価する。

審査項目		配点
	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う	
①	<p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1 点 ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2 点 ・認定段階 3＝3 点 ・プラチナえるぼし認定＝4 点 ・「一般事業主行動計画」（一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る）策定済み＝1 点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定（旧基準・次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準または同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定）＝2 点 ・くるみん認定（新基準・次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定）＝3 点 ・プラチナくるみん認定＝4 点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝4 点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0 点</p>	4
		4

合計 100 点

企画提案書の記載要領

「入院セット提供事業」に係る企画提案書等の作成にあたっては、本要領に従うものとする。

I. 提出書類

審査基準の内容を踏まえながら、提出書類を作成すること。

1. 審査基準「1. 企画提案の実行可能性」に関する資料

- ・提出部数は正本1部、副本9部の計10部とする。
- ・医療関連サービスマーク等の証明できる資料は除く、すべてにページ番号を付し、連番とすること。

(1) 事業者に対する評価

①勤務実績について

- ・類似業務実施の実績（近畿、中部、北陸、中国地区のいずれかにおいて病床数400床以上の病院における実績）について様式4に記載し提出すること。

②経営面の健全性について

- ・事業者の直近3期分における財務状況を記述すること。（資料を含む）

(2) スタッフに関する事項

- ・事業者の名称等法人の概要、責任者、総合的な業務実施体制の構成図等を記述すること。法人等の概要について様式2に記載し提出すること。
協力会社・事業所（関連協力企業、支店、営業所など）が、本事業に携わる場合は、協力会社・事業所についても記載すること。
- ・仕様書に示した「実施体制を円滑に遂行できる人員の常駐・配置を行い、業務が迅速かつ的確に処理できるものとする。」をどのように実現するのか。業務内容にそって配置人数及び担当時間等を記述し運営方法を説明すること。
- ・スタッフの一日の流れ（例）を示すこと。
- ・病院内受付として求められる接客対応やクレーム対応等について、また、本院に配置される業務従事者としてふさわしい人材をどのように確保するか、人材育成をどのように行うかを記述すること。
- ・業務従事者の労務管理及び健康管理をどのように行うかを記述すること。
- ・業務責任者の実務経験年数等を記述すること。

(3) 事業の運営に関する事項

- ・リネン類の洗濯業務に関しては、「医療関連サービスマーク」を保有していること。もしくは厚生労働省令で定める基準に適合していることを証明できること。

(4) 個人情報の取扱いについて

- ・契約書（案）に記載の「個人情報保護」条項に基づき、個人情報の管理方法及び管理体制を具体的に示すこと。

2. 審査基準「2. 企画提案の評価」に関する資料

- ・提出部数は正本1部、副本9部の計10部とし、パンフレット等も同数提出すること。
- ・企画提案内容はパンフレットを除く、すべてにページ番号を付し、連番とすること。
- ・審査基準「2. 企画提案の評価」の項目に対応する内容の資料は、対応していることが分かるようにすること。

II. 企画提案書の構成

1. 企画提案内容

(1) 入院セットの構成等

①構成内容について

- ・入院セットの構成について、利用品目、セット内容、利用料金、交換及び提供の頻度を記述すること。
また、品質、衛生面、供給ラインの確保等について記述すること。

②利用料金について

- ・価格設定について、価格の根拠及び理由を市場価格とのバランスや費用対効果等の要素を含めて記述すること。
- ・価格設定にあたり、利用者が利用しやすい価格となるよう、価格を低く抑えるための工夫について記述すること。

(2) 実施体制及び業務内容

①実施場所に関する事項

- ・受付窓口及び物品保管庫のレイアウトイメージ図（平面図）を記述すること。
- ・受付窓口における、混雑緩和の方策について記述すること。
- ・実施場所の整備（必要な内装等工事、備品、消耗品の必要な整備等）について記述すること。
- ・事業運営に伴うランニングコストについて、支出計画を記述すること。

②販売手数料について

- ・年間の売上げ見込み額、各種数値等の根拠、算出過程及び方法を別途提示し、本院が示す入院患者数等を用いて手数料率・年間の販売手数料見込み額を記述すること。

③運営日時（時間外・休日を含む）について

- ・休憩時間を含む全体の運営時間について、担当（窓口対応、物品保管庫等）ごとに時間と対応を記述すること。
- ・休日や平日の時間外対応について記述すること。運営時間外の不測の事項等に対する対応方法も内容に含むこと。
- ・本院の負担にならないような工夫や、本院が時間外にどのような対応をする必要があるか記述すること。

④入院セットの業務の流れについて

- ・業務の流れをフローチャート1枚にまとめて記述すること。
- ・入院セットの構成内容、申込方法及び支払方法等の利用案内について、利用者への周知や案内をパンフレット等により提案すること。
- ・利用案内の内容には、価格の設定が現在の本院の病衣貸与料（1日あたり130円）より高額になった場合、入院セットとして引き続き利用してもらうメリットを利用者に理解・

賛同してもらう内容を含むこと。

⑤申込み・契約等について

- ・申込みやサービスの変更（メニュー内容、利用期間等）や解約手続き等の対応について、フローで示すこと。
- ・申込書等の各種様式を付すること。
- ・申込みやサービスの変更（メニュー内容、利用期間等）や解約手続きの対応で、本院の負担軽減につながる内容があれば記述すること。

⑥入院セットの提供、交換、配達及び使用済み病衣等の回収について

- ・利用者への入院セットの提供、交換、配達方法について、看護師等との業務分担において連続性への対応や利用者へのサービス対応について円滑・適正・迅速に行うための工夫を記述すること。
- ・使用済み病衣等のリネンの取扱い、回収方法、工場からの集配回数等の対応について記述すること。また、感染症に罹患した患者の洗濯物や血液・便等が付着した洗濯物の回収方法等も内容を含むこと。

⑦利用料金の請求及び集金について

- ・利用料金の請求及び集金の場所、時期、方法等について記述すること。
- ・未収金発生時の対応について記述すること。
- ・利用料金の収支管理状況の報告方法について記述すること。
- ・利用者の事情や利便性に配慮した点を記述すること。

⑧利用者からの問合せ、相談及び苦情等の対応について

- ・利用者からの問合せ、相談及び苦情等の対応方法について記述すること。
- ・利用者に対する専門窓口についての周知方法を記述すること。
- ・本院に寄せられる、入院セットに関する問い合わせ等について、本院の負担にならないような提案があれば記述すること。

⑨円滑な移行に向けた取組み

- ・内装等工事、備品搬入、セット内容の納品等の業務開始までの準備についてスケジュールを記述すること。
- ・移行にかかる病院全体への周知方法について記述すること。
- ・在院患者への入院セット利用の意向確認方法、病衣賃貸から入院セット導入への切り替えまでの対応について、業務開始までのスケジュールを含め記述すること。

⑩本院職員と事業者の連携体制について

- ・本事業開始前に実施する本院職員への説明会や事前研修等の内容について記述すること。
- ・本院と事業者間の実施体制に応じた連絡体制について記述すること。
- ・本院職員業務の負担軽減について何らかの対応が可能な場合は記述すること。
- ・本院職員・事業者との業務の分担について記述すること。

(3) 自由提案

- ・業務の創意工夫（ノウハウ、サービス向上のための工夫など）を記述すること。
- ・事業者ならではの特色ある取組や、本院への提案事項があれば記述すること。
- ・多様な事情を抱える患者の立場に立った事業展開及びその事業のセールスポイント等を

記述すること。

(4) その他

①ワーク・ライフ・バランス等の取組みについて（※必須の要求要件ではない）

・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する以下の認定通知書等（外国法人にあたっては内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知書）を有する場合は、その写しを提出すること。認定通知書等の内容に応じ加点として評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第9条に基づく認定（えるぼし認定）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」（労働時間の働き方に係る基準を満たすものに限る）

○女性活躍推進法第8条に基づく「一般事業主行動計画策定届」（一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）第13条に基づく認定（旧くるみん認定（※1）及び新くるみん認定（※2））及び同法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）第15条に基づく認定（ユースエール認定）に関する「基準適合事業主認定通知書」

※1 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定

※2 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定

※ 上記認定の取消し又は変更が行われたときは、速やかに本学へ届け出ること。

III. 参考

本院における過去3年間の病衣貸借数

品目	貸借数量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病衣	124千着	127千着	128千着

IV. 書式

様式指定があるもの以外は、用紙サイズA4縦版横書きとし、MS Pゴシック（11p）を基本とする。

必要に応じて図表等を用いて分かりやすく記述すること。

令和 年 月 日

企 画 提 案 届

国立大学法人滋賀医科大学長
上 本 伸 二 殿

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

「滋賀医科大学医学部附属病院入院セット提供事業」における仕様書及び公募要項等に基づき、企画提案書を提出します。

なお、本件企画提案に係る全ての書類に関して事実と相違ないこと及び公募要項「5 企画競争に参加する者の条件」を満たしていることを誓約します。

担当者連絡先

所 属	
役 職 名	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

- ※ 本書を表紙に、任意様式（A4判）に企画提案内容をわかりやすく記載してください。
- ※ 企画提案書の記載要領に掲げる審査基準に基づき、各項目に関して漏れなく記載してください。（上記※部分の文言は企画提案届提出時には削除すること。）

法人等の概要

法人等名	
本社(店)所在地	
代表者名	
事業内容	
設立年月日	
資本金	
売上高(令和〇年度)	
従業員数	
特記事項	

※特記事項については、今回の業務運営において関連する免許等がある場合の所持状況等について記入すること。

令和 年 月 日

住所
名称
代表者氏名

印

法人等の概要
(協力会社・事業所)

法人等名	
本社(店)所在地	
代表者名	
事業内容	
設立年月日	
資本金	
売上高(令和〇年度)	
従業員数	
特記事項	

※協力会社・事業所とは関連協力企業、支店、事業所などを意味し、本事業に携わる場合は、必ず記載すること。該当がない場合は「法人名等」に「該当なし」と記載すること。

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

印

令和 年 月 日

質 問 書

「入院セット提供事業」公募要項等について、以下のとおり質問書を提出します。

質問者 連絡先	会 社 名	
	担当部署名	
	担当者 名	
	住 所	
	T E L	
	F A X	
	E-m a i l	

質問番号	記載箇所	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		

令和 年 月 日

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

医療機関入院セット提供実績報告書

令和7年1月14日公示の「滋賀医科大学医学部附属病院入院セット提供事業」の公募に係る標記について、下記のとおり証明を受けましたので、契約書（写）を添えて提出します。

記

契 約 件 名	
契 約 期 間	平成・令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (ヶ年)
	平成・令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (ヶ年)
業 務 内 容	
病 床 数	床

上記のとおり当医療機関における契約実績があり、また十分に教育された職員を配置し、常に良好な業務を履行したことを証明します。

令和 年 月 日

(証明医療機関)

所 在 地

医療機関名

代 表 者

印

【問い合わせ先】

ご担当者

Tel ()

入院セット貸出業務の業務実績書

入院セット貸出業務実績状況（令和 年 月 日現在）

契約開始（年月日） ～ 契約終了（年月日）	病院名（委託機関）	所在地	病床数
令和 年 日 ～ 令和 年 日	△△病院		△△床
令和 年 日 ～ 継 続 中	〇〇病院		〇〇床

※ 終了年月日は、継続中の場合は「継続中」と記載すること。

※ 記載内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

辞 退 届

国立大学法人滋賀医科大学長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

㊦

滋賀医科大学医学部附属病院入院セット提供事業の公募に対し、参加申込兼企画提案書を提出していましたが、下記理由により辞退いたします。

記

辞退理由（具体的に記載してください。）

（担 当 者）

部 署

氏 名

電話番号 （ ） -

Eメール @

※令和7年2月28日(金)までに提出してください。

わないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、その責に帰する事由により施設等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として甲に支払わなければならないものとする。但し、損害を与えた施設等を現状に回復したときは、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙が本契約書において規定する義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならないものとする。

(サービス事業の業務状況等の報告)

第8条 乙は、定められた期限までに、業務状況報告書を甲に提出するものとし、その事項については、別途甲・乙協議の上定めるものとする。

2 乙は、毎年定期的に収支決算等を書面により甲に報告するものとし、その事項については、別途甲・乙協議の上定めるものとする。

3 乙は、業務に関し監督官庁から指摘、指示を受けたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

4 乙は、甲が、業務状況及び施設等の管理状況等について報告を求めたときは、これに応じなければならないものとする。

5 甲は、施設等を随時実地調査し、乙に、その管理に関し指示することができるものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密について、これを第三者に漏洩してはならないものとする。

2 前項の規定は、本契約の終了後においても同様とするものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

2 乙は、業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止等の適切な措置を講じるものとし、個人情報を他の目的に利用してはならない。

3 乙は、業務の処理を第三者（子会社を含む）に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。また、再々委託を行う場合も同様とする。

4 乙は、甲の承認があるときを除き、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

5 乙は、個人情報の盗難、紛失、漏えい等の事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に通知するものとする。

6 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を業務委託終了後、速やかに甲に返還するものとする。また、自ら収集し、若しくは作成した個人情報については返還又は廃棄するものとする。

7 甲は、乙が本契約の内容に違反していると認めたときは、損害賠償及び契約解除を請求することができるものとする。

8 甲は、必要があると認められるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業者等にお

いて、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、不備が認められるときは、乙に対して改善を申し入れることができる。

- 9 乙は、甲から前項の調査及び是正の申入れを受けた場合には、甲に協力し、改善を受け入れなければならない。

(感染症対応)

第11条 乙は、患者の生命を脅かす危険性のある院内感染防止や、甲の教職員及びその他の労働者への安全配慮等の観点から、甲が雇用する教職員を出勤禁止とする場合の要件と同等の状態にある従事者（管理責任者を含む。）については、甲の提供業業務に従事させない。

- 2 乙は、甲の提供事業業務に従事する者の中に、感染症に感染した者及び感染の疑いのある者が発生した場合には、直ちに甲にその旨の報告を行う。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙に本契約に違背する事実があったと認めたときは、本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。

- 2 甲が必要と判断したときは、アンケート調査等を実施し、提供事業に対する評価を実施できるものとする。その評価結果が著しく不評と判断される場合は、甲は事業内容の改善に関する協議または要求あるいは契約の解除ができるものとする。
- 3 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により契約の解除を申し出たときは、本契約を解除できるものとする。
- 4 甲は、甲及び乙がサービス事業の継続が不可能と認めたときは、本契約を解除できるものとする。
- 5 甲は、不測の事態により施設等の利用を必要とすることとなったときは、乙と誠意をもって協議のうえ本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。
- 6 乙は、前5項の規定により契約の解除又は契約の一部変更があった場合、甲に対して異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求を行使することができないものとする。
- 7 契約の解除を行うとき又は甲若しくは乙が事業の終了を望むときは、終了の6ヶ月前までに相手方に通知し、契約の解除に関する協議を行うものとする。

(契約期間満了後の施設等の引渡等)

第13条 乙は、第2条の規定により契約期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除となったときは、乙の負担において甲・乙協議のうえ決定する期日までに施設等を原状に回復して返還しなければならないものとする。但し、甲が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行うことができるものとする。この場合、乙は甲に異議を申し立てることはできないものとする。

(紛争の解決)

第14条 本契約について、甲、乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

- 2 本契約に関する訴えの管轄は、滋賀医科大学所在地を管轄する大津地方裁判所とする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項について、定める必要が生じた場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和7年 月 日

甲 滋賀県大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学長
上 本 伸 二 印
(登録番号：T9160005002166)

乙

印